

# 日本オリエンテーリング協会・ワールドマスターズゲームズ 2027 関西実行委員会会則

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、日本オリエンテーリング協会・ワールドマスターズゲームズ 2027 関西実行委員会（以下「本会」という）と称する。略称は「JOA・WMG2027 実行委員会」とする。

(目的)

第2条 本会は、ワールドマスターズゲームズ 2027 関西（以下 WMG2027 という）において、オリエンテーリング競技会（以下「競技会」という）を円滑に実施するために、JOA として必要な事業を行うことを目的とする。

(位置付け)

第3条 本会は、WMG2027 において、競技会の運営のために設けられる、総称「ワールドマスターズゲームズ 2027 関西オリエンテーリング競技実行委員会」に属する会として、JOA として関わるべき競技運営の技術的部分を中心に業務をになう。また、この大会が国際オリエンテーリング連盟（以下 IOF という）の主催するワールドマスターズオリエンテーリング世界選手権（以下 WMOC という）を併催することになった場合には、その主管を担う。

(所掌事務等)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務及び事業を行う。なお、WMG 組織委員会及び兵庫県、地元市町との業務分担は別途決める。

- (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針及び計画の策定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) IOF その他の関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (6) その他本会の目的達成に必要な事務及び事業に関すること。

## 第2章 組 織

(構成)

第5条 委員

本会は、JOA 理事会から推薦され、会長から委嘱された委員をもって構成する。

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名以上2名以内
- (3) 監事 1名以上2名以内

第7条 チームリーダー

実行委員会の運営を円滑に行うために、必要とされる部門には、委員以外に随時チームリーダーを置く。

第8条 チームメンバー

実行委員会の運営を円滑に行うために、チームリーダーの下で実務に当たるチームメンバーを置く。

(役員を選任)

第9条 委員長は、JOA 理事会により選任される。

- 2 副委員長は、委員の互選で選出する。
- 3 委員の追加は、JOA 理事会の承認を必要とする。
- 4 監事は本会の財務を監査する。

(役員等の職務)

第10条 委員長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長に事故あるときには代理する。
- 3 委員は、会務を審議する。

(顧問)

第11条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、委員長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、委員長の諮問に応じ助言を行う。

(任期等)

第12条 役員並びに顧問の任期は、本会の目的が達成されたときまでとする。

### 第3章 会 議

(会議の種類)

第13条 本会に、次の会議を置く。

- (1) 委員会
- (2) 運営会議
- (3) チーム会議

- 2 前項に定めるもののほか、本会に委員長が必要と認める会議を置くことができる。

(役員会)

第14条 委員会は、委員長、副委員長、委員および監事をもって構成する。

- 2 委員会は、年1回以上委員長が招集する。
- 3 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。
- 4 委員会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
  - (1) 競技会の開催及び運営に係る基本方針等に関すること。
  - (2) 事業計画及び事業報告に関すること。

- (3) 予算及び決算に関すること。
  - (4) 会則の制定及び改廃に関すること。
  - (5) その他委員長が重要な事項と認めたこと。
- 5 委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立するものとする。
  - 6 委員会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わったものを含む）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 7 やむを得ない理由のため委員会に出席できない委員はあらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的記録をもって表決し又は他の委員を代理として表決を委任することができる。
  - 8 前項の規定により表決した委員は、第5項、第6項の適用については委員会に出席したものとみなす。
  - 9 委員長は必要に応じて顧問に委員会への出席を求めることができる。

(運営会議)

第15条 運営会議は、委員長、副委員長、委員、及び審議事項に係るチームリーダーをもって構成する。

- 2 運営会議は、委員会から委任された事項、競技会の全体調整に係る事項、競技会準備の進捗管理などについて、必要に応じて開催し、審議、調整する。

(チーム会議)

第16条 チームリーダーは、必要に応じチームメンバーを招集しチーム会議を行う。チーム会議には、必要に応じ委員長、副委員長、委員、関連する他のチームリーダーも参画出来る。

#### 第4章 委員長及び副委員長の専決処分

(委員長及び副委員長の専決処分)

- 第17条 委員長は、委員会を招集するいとまがないと認めるとき、又は委員会の権限に属する事項で軽易なものについては、副委員長と相談しこれを専決処分することができる。
- 2 委員長及び副委員長は、前項に規定に専決処分したときは、これを次の委員会において報告し、その承認を得なければならない。

#### 第5章 事務局

第18条 本会の事務を処理するため、事務局を JOA 内に置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 第6章 会計

(経費)

第19条 本会の経費は、配賦金、寄付金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 予算の各項目間において、各予算金額の流用ができるものとする。

(旅費及び謝金)

第20条 本会の目的のための旅費・宿泊費及び謝金は、JOA 旅費規程及び謝金規程に沿って支給する。

(事業計画及び予算)

第21条 本会の事業計画及び予算は、委員会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第22条 本会の事業報告及び決算は、監事の監査を経て、委員会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、JOA の会計年度と同一とする。

2 本会の会計に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 第7章 解 散

(解散)

第24条 本会は、第3条の目的が達成されたときに解散する。

(残余財産)

第25条 本会が解散した場合において、その残余財産はJOA に帰属するものとする。

## 第8章 補 則

第26条 本会則にない事項では、JOA の各種規程類を適用又は準用する。

2 本会則及びJOA の各種規程類にない事項で、本会の運営に関し必要な事項は、委員会で別に定める。

付則

この会則は、令和6年12月1日から施行する。

設立時委員

委員長：愛場庸雅

委員：尾上俊雄、橋本裕志、平島俊次、村越久子、山本賀彦 (JOA 事務局)

顧問：山西哲郎